



しあわせ便り

第36号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研（社会保険労務士事務所）
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：**090-5249-4848**

～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

スマホ登録
QRコードFax/Tel：**0996-88-5326**Mail：info@shiawase-ci.comWebPage URL：<http://shiawase-ci.com/>

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ 「令和3年度の重要な法令改正」

少子高齢化で労働人口が減少し、さらに新型感染症の影響で雇用環境が厳しくなるなか、経済社会の活力を維持するため、改正高齢者雇用安定法（高齢者就業確保措置）が令和3年4月から施行されます。

対象となるのは以下の事業主です。

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主

次の①～⑤のいすれかの措置を講じるように努める必要がある。

- ① 70歳までの定年の引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用・勤務延長制度）の導入
＊グループ会社、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a 事業主自らが実施する社会貢献事業
 - b 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業
 ＊ただし、制度導入は過半数労働組合等の同意が必要

上記の措置を講じるにあたっての留意事項（指針）は以下のとおりです。

- ・労使間で十分に協議し、高齢者のニーズに応じた措置を講じる。
- ・複数の措置を講じることも可能だが、対象者の希望を尊重し決定する。
- ・対象者を限定する基準を設ける場合、過半数労働組合等の同意を得る。
- ・従前と異なる業務に就く場合、事前に研修や教育を十分に行う。

また、講じる措置や基準は労使で十分に協議して定め、恣意的に対象者を限定するなど、法の趣旨や公序良俗に反するものは認められない。

これまで65歳までの雇用確保が義務となっていましたが、4月以降はこれに70歳までの就業確保の努力義務が課せられます。

努力義務なので強制ではありませんが、早い段階での制度の導入や、就業規則の改定等の対応が望まれます。

・定年制度、継続雇用制度等の制定、見直しには「65歳超雇用推進助成金」が活用できますので詳しくは、しあわせ創研までお問い合わせください。

4、5月の総務課ダイアリー

- ・4月30日…社会保険料納付期限 * 健康保険料率改定分
- ・5月10日…源泉所得税、市町村民税納付期限（4月中の支払給与分）

お知らせ

しあわせ便りは今号をもって休刊します。ご愛顧ありがとうございました。

今後はホームページで情報発信をしていきますので、ぜひご覧ください。

4コマまんが



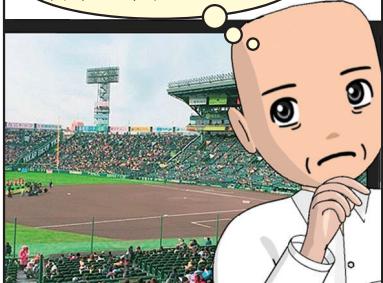
Vol.36 小さなしあわせ、いつまでも

4月のある日

うああ、世界は今日も荒れてるなあ



これに比べると日本は平和だよね。



大きなしあわせより、小さなしあわせが続くほうが、うれしいのかもねえ

